

豊川市監査公表第36号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成25年9月30日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	苜	敏	
同	小	林	琢	生

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部子ども課）

監査実施期間 平成25年6月17日から  
平成25年7月22日まで

豊川市監査公表第28号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市民間保育所運営費等補助金交付要綱第5条別表2において、長時間開所分に係る児童数の算定基準日の設定に不備が見受けられたため、実態に即した改善をされたい。</p>	<p>1 左記指摘事項について、長時間保育を実際に実施した児童を補助対象とする内容に要綱改正を行い、平成25年8月29日から施行し平成25年4月1日から適用としました。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成25年8月29日現在のものである。